

## 本組合被扶養者認定要綱の一部見直しを行っています(2)

平成23年4月発刊の共済ニュース「すこやか」(No.225)において皆さんにお知らせしましたとおり、短期給付財政安定化計画に基づき被扶養者の認定等に関する適正化を図るため、被扶養者認定要綱及び同要綱の取扱い基準の一部見直しにかかる検討を行っています。

被扶養者に関しては、地方公務員等共済組合法及び同法運用方針等に規定されており、「主として組合員の収入により生計を維持されている方で、続柄・収入等の一定要件を満たしている親族等」とされています。

被扶養者として認定を受けられた方は、その日から組合員と同様に主に疾病・負傷・出産・死亡等の短期給付やその他一部の共済事業を受けることができますが、それらの費用は組合員の皆さん方からの掛金等によって賄われております。

このため、被扶養者の認定に関しては、その方の収入条件はもちろんのこと、組合員が実際に扶養されている事実の有無・生計の実態・扶養能力・社会通念等を総合的に勘案し行うことが必要であり、公平かつ公正な審査・確認が必要となります。

これらのことから、一般職の職員の給与に関する法律に規定する扶養親族に係る扶養の事実の認定の例及び健康保険法における被扶養者の認定の取扱い、さらには他府県市町村職員共済組合等の被扶養者認定基準等を参酌し、本組合の被扶養者認定要綱及び同要綱の取扱い基準の一部見直しを行っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、一部見直しにかかる被扶養者認定要綱等の詳細及び施行日等につきましては、決定され次第共済ニュース等にてお知らせいたします。

## 職員採用試験のお知らせ

奈良県市町村職員共済組合事務局職員採用試験を次のとおり行います。

| 募 集 概 要 |  |
|---------|--|
| 採用予定人数  | 2名   |
| 採用予定日   | 平成24年4月1日  |
| 職 種     | 事務職（仕事の内容：地方公務員等共済組合法に基づく福利厚生事業）   |
| 受 験 資 格 | 昭和61年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した方又は平成24年3月31日までに卒業見込の方。<br>※次のいずれかに該当する者は受験できません。<br>(1) 成年被後見人または被保佐人<br>(2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者                   |
| 試 験 日 等 | 〔第1次試験〕<br>○ 試 験 日 … 平成23年10月16日（日）<br>○ 場 所 … 奈良県内を予定<br>○ 試 験 内 容 … 一般教養試験・事務適性検査・職場適応性検査・作文 <sup>(注)</sup><br>(注) 作文については、第2次試験での採点対象とします。<br>〔第2次試験〕<br>○ 面 接 … 11月中旬頃を予定（第1次試験合格者を対象） |

※受験手続（「受験案内」及び「受験申込書」等の取得方法）や受付期間等の詳細は、奈良県市町村職員共済組合公式ホームページ（<http://www.kyosai-nara.jp/>）に平成23年8月15日（月）より掲載します。

お問い合わせ先

奈良県市町村職員共済組合 総務課

TEL 0744-29-8261